

いじめ防止対策基本方針

天草市立楠浦小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策基本法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

- いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。
- 児童及び保護者からいじめに関する相談があった際は、必ず情報集約担当者へ報告する。
- いじめと判断したもののみを報告するのではない。（疑わしきは、報告をする）

3 いじめ問題に取り組むための校内組織「校内支援委員会（生徒指導対策委員会・いじめ不登校対策委員会）」の設置

- （１） 構成員
主査：生徒指導担当者（副査：人権教育主任）
校長 教頭 教務 情報集約担当者 特支ＣＯ 養護教諭
（必要に応じ学級担任）
- （２） 開催
毎月１回（臨時の場合もあり得る）
- （３） 外部との連携
スクールカウンセラー， ＳＳＷ， 児童民生員， 子育て支援課 等
- （４） 協議内容
 - ① いじめの未然防止に関すること
 - ② いじめの早期発見に関すること
 - ③ いじめ事案の対応に関すること
 - ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的方策について

（１） 未然防止に関する方策

- ① 年に３回人権週間を設け、人権標語・人権作文等に取り組ませる。また、人権集会を年３回（業前２回、行事１回）実施するとともに、「楠浦小学校人権宣言」及び「いじめを許さない宣言（県教委）」を全校で唱和し、いじめ防止に対する意識を高める。
- ② 道徳・人権学習及び『「命の大切さにする心」を育む指導プログラム』を通して心の教育の充実を図る。
- ③ 自己有用感を味わわせるための係活動や縦割り班活動での異学年交流の充実を図る。
- ④ 日常観察を重視し、普段の生活の中で正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。
- ⑤ 「１人一鉢運動」を実施し、命を育む教育の充実を図る。
- ⑥ ３つのあの人「あいさつ・あとかたづけ・ありがとう」の視点に立った学級目標を掲げ、日常的な取組を継続していく。

⑦人権意識を高めるために、日常から言語環境の整備に努める。(くん・さんづけの徹底)

⑧情報モラル教育の充実を図る。

(「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用)

⑨いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を推進する。

(指導プログラムの提供・スクールカウンセラーの活用)

⑩児童会を中心とした人権教育に関する児童の主体的な活動を推進するとともに、児童相互の意識の高揚に努める。

⑪家庭との連携を図った取組の充実を図る。

※ 毎月第1日曜日の「家庭の日」、第1月曜日の「ノーメディアデー」

⑫PTA年間活動の中に、いじめ(人権)にかかわる家庭での取組内容を設定したり、学校教育活動のサポーターとの連携を図ったりすることをおし、保護者及び地域で子どもを見つめ育てる雰囲気醸成する。

(2) 早期発見に関する方策

①毎月第4金曜日の放課後に校内支援委員会を設定し、各学級の総合的な情報交換を図るとともに、毎週月曜日朝会時に児童理解(生徒指導・特別支援教育等)の場を設け、素早い情報交換と共通理解を図り、個及び一斉指導を行う。

②児童対象いじめ(心)のアンケートを実施する。 年2回(6月, 12月)

③心のアンケートをもとにした教育相談を実施する。 年2回(6月, 12月)

※ 特に12月の教育相談を充実させ、児童の希望等による全職員の面談を実施する。

④上履き, 机椅子, 学用品, 掲示物等などにいざ知らず等の事案があった場合は早急に対応し、原因を明らかにするとともに、早急な事後対応を行う。

(3) 早期対応に関する方策(いじめの早期対応、早期解決のために職員が一致団結して取り組む。)

①いじめ問題を発見した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、人権教育主任、生徒指導担当などを中心に児童支援委員会を機能させ、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(例) 担任→情報集約担当者・生徒指導・人権教育主任・教務→教頭→校長→臨時児童支援委員会
→臨時職員会議

② 学校に設置する調査組織の更なる公平性・中立性を確保するため、重大事態への対応における調査を行うための組織については、調査組織の過半数を外部の専門家等とし、委員長は外部の専門家が努める。

③情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては適切な態度で指導にあたる。

④傍観者の立場にいる児童もいじめていることと同様であることを指導する。

⑤いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭とも連携を図りながら指導を行っていく。保護者と連携を図りながら必要に応じて、一定期間別室等において学習を行わせる措置等も講ずる。

⑥事案が発生した場合、必要に応じて臨時人権集会(学級, 低中高, 全体)を開催し、心の安定を図らせるとともに、「いじめは許されない」ことの指導を徹底する。

⑦いじめ問題が起きた時には家庭との連携を更に密にし、学校側の取組についての情報を提供するとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしないように心掛ける。

⑧必要に応じて臨時の保護者会を開催し、真摯な取組の説明を行う。

⑨ネット上の不適切な書き込み等が発生した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちにファイル・履歴などを削除する措置をとる。

⑩犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携を図り対応する。

5 いじめ対応マニュアル（別紙）

6 その他 留意事項

（1）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に1回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修をおこなう。

（2）教育評価及び学校評価

教師が行う学期毎の教育評価の中に、人権教育の推進（教育評価）」及び「人権教育取組の方向（県教委）」の視点を明確にした項目を設置し、学期毎の確実な評価・改善を行う。

- ①いじめや差別の実態の把握と日常指導の充実
- ②一人一鉢運動の推進（命を育む教育）
- ③言語環境の整備（くん・さんづけをし、相手が嫌がるような呼び方はしない）
- ④自己有用感・心の居場所づくり（係活動・縦割り班活動・実態アンケート）
- ⑤本県における人権の重要課題における研修と人権教育の充実
- ⑥情報モラル教育の推進（年間計画の内容項目の関連付けの意識化）

また、学校は、いじめに関しての指導・未然防止・心の教育等を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①学校は 子ども一人一人を大切にした指導を行っている。
- ②学校は、子どもからの相談などに適切に対応している。
- ③学校は、いじめや差別を許さない指導をしている。
- ④学校は、人権学習や道徳の時間等を通して心の教育の充実に努めている。
- ⑤学校は、植物や野菜の栽培を通して、命を育む教育に取り組んでいる。

（3）学校以外の相談

- 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。
- 一人一台の端末を利用して、SOSが発信できる環境を整備する。